改定令和4年12月20日

**姫路バスケットボール協会加盟規約**

**（目的）**

第１条この規約は姫路バスケットボール協会（以下協会と称す）に加盟･登録する全てのチーム及び協会の傘下組織･団体が厳守しなければならない事項を定め、当協会の運営が円滑にかつ健全に行われることを目的とする。

**（チーム加盟･登録）**

第２条当協会にチームとして加盟･登録しなければならない。

①新たに協会に加盟するチームは、別に定めた「登録申請」の要件を満たした「登録申請書」を当協会に提出し、チーム加盟･登録料及び個人登録料を納付した上で登録を完了する。

②前年度までに協会加盟登録したチームについては、別に定めた「登録申請」の要件を満たした「登録申請書」を指定された期日までに当協会に提出し、チーム登録料及び個人登録料を納付した上で登録を完了する。

③各選手の登録は、同一年度に複数のチームの構成員として登録することは出来ない。

④選手の追加登録は、大会参加申込締切期日までに追加登録届【大会参加申込書に添付】を当協会に提出し、個人登録料を納付した上で登録を完了する。

⑤チーム登録料は、年間１万２千円とし、個人登録料は１人千５百円とする。

⑥登録の有効期限は1年間とする。

⑦前年度各大会において罰則金を課されたにもかかわらず、支払を怠ったチームはその全額の納入が完了するまで次年度の加盟･登録および大会参加申込を含めこれらを受理しない。

**（個人登録）**

第３条当協会に加盟する者は、チームとは別に個人登録をしなければならない。

①次のいずれかに該当する者は個人登録を必要とする。

ａ．チームに所属して、当協会の各主催・主管大会に参加する者。

（高校生可，但し、高体連所属のバスケットボール部員以外で保護者の承諾書を必要とする。）

※中学生以下は登録出来ない。

ｂ．チームに所属し、ヘッドコーチ，アシスタントコーチ，マネージャー，帯同審判を務める者。

②チーム及び個人競技者は、別に定める大会規約に従って出場手続きをしなければならない。

③個人登録した者は、当協会が行う次の各種事業で協会からの依頼を受けたときには、辞退するに相当な事由がない限りこれらに必ず協力するものとする。

ａ．当協会が運営組織する理事会、各種委員会（任期は２年間、但し再任は妨げない。）

→**競技，式典，審判(TO)，強化，普及，広報，庶務，財務**の各常設委員会と**企画委員会**

ｂ．当協会が主管するトップリーグ(Ｂリーグ･Ｗリーグ)及び国際大会等の事業運営のための委員会

ｃ．共催または後援等、当協会が他より依頼を受けて行う事業の委員会

→上記ｂ，ｃの任期はその事業の期間内とする。ただし企画委員会(Ｂリーグ及びＷリーグの事業運営と企画全般)は上記の常設委員会と同格とし、当年初より理事会と連携して活動する。

⑥チーム間での異動・移籍については、その年度内は決して認めない。

**（チーム代表者の責任）**

第４条チーム代表者は、次の各項についてその責任を有するものとする。

①総会及び臨時総会または代表者会議、各主催大会の組合せ抽選会等、当協会が招集する会議には必ず出席すること。但し、やむを得ずこれに欠席する時は、チーム内で代理の責任者が必ず出席すること。なお、登録期間中に無断欠席が２回あった場合は、次年度以降の加盟･登録を認めない。

②当協会および各委員会からの連絡事項、各会議での決定事項についてチーム内に周知徹底をすること。

③大会開催中におけるチーム間のトラブルまたは当協会との間でどうしても調整あるいは調停を要する事態が生じた時には、その当事者と共に当協会の理事または担当責任者に申し出をし、共にその解決に努めること。

④チームを統率し、ルールの遵守に務めること。

**（大会申込要項）**

第５条当協会が主催・主管し、開催する各大会に参加しようとするチームは、下記条項に従いその出場を希望する大会への申込をしなければならない。

①当協会が開催する各大会（市民体育大会を含む）への参加は、協会の加盟･登録チームに限ってこれを認める。

②未登録競技者及び二重登録競技者の大会参加は一切認めない。

③協会加盟･登録チームは、別に定めたる「大会参加申込」の要件を満たした「大会参加申込書」を参加申込締切期日までに当協会へ提出し、大会参加料を納入した上で申込を完了する。

大会参加料を納入したのみでは参加申込が完了したことにはならない。

④当協会主催･主管の大会『総合選手権大会，市民体育大会，一般優勝大会』の３大会における組合せ抽選会は、総会または代表者会議の当日、会議終了後チーム代表者によって行う。但し、抽選会のみへの出席は決して認めない。

⑤市民体育大会各部優勝・準優勝チームは、当年度で体育の日の『姫路市スポーツ祭』に当協会の代表として必ず参加すること。但し、１チーム５名以上で参加すること。

**（大会運営）**

第６条大会運営は、次の各項に従って実施するものとする。

①競技規則は、（財）日本バスケットボール協会が定める当年度版の公式競技規則による。但し、各ピリオドのインタヴァル及びハーフ･タイムは協会ローカル･ルールを採用する。

②各大会の組合せ表、審判割当表に記載の時刻は、あくまでも試合開始予定時刻であり、前試合終了１０分後に開始することを原則とする。前試合の状況によっては、早く開始する場合もあるので、会場には余裕を持って３０分前には到着すること。

③大会開催中にベンチ入り出来る者は、次に定める者のみとする。

ａ．ゲーム･エントリー選手１８名以内、コーチ１名、アシスタントコーチ１名、マネージャー２名、帯同審判１名。

④各チームは協会指定のメンバー表用紙を使い、自チームのゲーム開始３０分前までに大会本部に提出し、協会印の捺印を受けてゲーム･エントリーすること。

⑤大会において試合･競技中は、次に定める事項を厳守しなければならない。

ａ．ユニフォームは必ず濃・淡の２色を用意し、組合せ表の上記（番号の小さい）及び左側に記載されたチームが淡色とし、ベンチはオフィシャル席に向かって右側とする。なお、ユニフォームの上・下は共にチーム全員が同一デザインであることとする。

ｂ．ゲーム中、選手はシャツの裾をパンツの中に入れておかなければならない。

ユニフォームのシャツの下にアンダーシャツを着る場合は必ずチームで色を統一にする。Ｔシャツの着用は、一切認めない（一般優勝大会の期間中はコンプレッションタイプのインナーの着用を認める）。ロング･タイツについても、着用する場合はチームで色を統一にする。

⑥開催各日のオフィシャルは割り当てられた通りに行う。組合せ表の上記及び左側に記載のチームが前半、下記及び右側チームが後半をおこなうものとする。なお、第１試合の審判及びテーブル・オフィシャル担当チームは予定時刻に試合が開始出来るように責任を持ってこれらにあたる。

⑦大会中の審判は、原則として帯同審判制とする。チーム代表者は各帯同審判員に連絡を取り、試合を確実に消化させる。

（帯同審判員の遅刻によりゲームの進行に支障が生じた時は、制裁金５千円を課す。）

⑧審判の変更（当年度のチーム登録者であっても指定の講習会を受講していない者も含む）は原則として認めない。但し、やむを得ぬ事由により登録者以外の者に事前変更する場合は、必ず審判委員会に届け出て許可を受けるものとするが、制裁金５千円を課す。

⑨各会場の注意事項（土足厳禁，館内禁煙，弁当殻，飲食，ジュース空き缶持帰り等）を厳守する。

⑩協会としては主催・主管大会の全てにおいて傷害保険に加入契約をしているが、大会開催中のケガ等事故については、試合の現場では応急処置以外の責任は負えないので、各チームで処理する。

また上記傷害保険を利用･申請する場合は、必ず開催当日の会場責任者と本部役員に申告した上で協会所定の申請書に必要事項を記入し、競技委員会へ提出すること。

⑪アマチュア・スポーツマンとして恥ずべき行為、また当協会規約を個人、チームが違反した場合は、協会理事会の決定によって、出場停止を命ずる。

⑫試合の棄権および審判、（テーブル･）オフィシャルの義務を怠ったチームには、以下の通り制裁を課す。

(1) いかなる場合の棄権でも、制裁金１万円を課す。但し、その場合も割り当てられた審判、オフィシャルの義務を遂行すること。

(2) 審判、オフィシャルの各義務を怠った場合には、いずれの場合も制裁金５千円ずつを課す。

(3) 棄権があった場合は、制裁金とは別に協会の行う事業や協力事業への参加を課する場合がある。

(4) 棄権が３度あった場合は、次年度以降の加盟・登録を決して認めない。

⑬試合当日、第１試合の対戦両チームおよびオフィシャル担当チームは、開始時刻の４５分前には集合し、時間通り試合が行えるように会場の設営等の準備を必ず行う。

⑭試合当日、最終試合の対戦両チームおよびオフィシャル担当チームは、試合終了後直ちに会場内外の整理整頓・清掃を行う。

⑮各大会の会場の設営・後片付け・運営は、参加選手、協会役員全員で行うことを原則とし、上記各項を厳守する。

**（帯同審判員の責任）**

第７条各チームは、必ず帯同審判員登録をしなければならない。登録された審判員は次の各項について責任を有する。

①当協会が主催する各大会において、協会審判委員会が割り当てたゲームの審判は必ず行うこと。

但し、登録された帯同審判員以外の者はゲームの審判をすることは出来ない。

②各ゲームに割り当てられた（帯同）審判員は、第１試合の場合はゲーム開始２０分前に、第２試合以降は３０分前に大会本部の審判主任に到着を報告し、帯同審判公認証を提出すること。

割当担当時は各自レフェリーシャツ、長ズボン（短パン不可）を着用のうえ笛も準備して、試合が支障なく開始できるように鋭意務めること。→審判についての制裁金は、第６条⑨，⑩項に記載。

③帯同審判として活動できる者は以下の通りとする。

ａ．審判実技講習会

ｂ．ルール伝達･説明会

ｃ．審判ライセンスを保有する者

ｄ.前年度帯同審判員として審判活動をした者

④担当するゲームでのトラブルが生じた時は、的確な判断を下してそのトラブルの解決に鋭意努めること。万一その解決が困難と判断した時は、速やかに審判主任または会場責任者に全て報告した上で、共に解決の努力をすること。

⑤上記各項について、その場で解決した場合でも、審判委員長その他に必ず報告すること。

**（スタッフの責任）**

第８条スタッフとなる者は、次の各項についての責任を有する。

①第３条⑤項のａ～ｃの各委員会が行う会議には、その任務に当たる者はその委員会活動の向上と発展に最大限努めること。

②各委員会の長はそれぞれ相互に協力･連携し合い努力しあって、当協会の円滑な運営やその活動の向上や発展に努めること。

**（罰則）**

第９条この規約に万一違反した場合は、当協会理事会の決定により厳重注意の他、その程度によっては、主催大会への出場停止または除名等の処分を行うことがある。

以上